

令和4年度 西宮市内部統制評価報告書

【長による評価結果】

西宮市長石井登志郎は、西宮市内部統制基本方針（令和4年4月1日策定。以下「方針」という。）に基づく評価を行い、方針に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

長の責任

西宮市長石井登志郎は、西宮市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月29日総務省公表。以下「ガイドライン」という。）を参考に方針を策定し、方針に規定する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

内部統制の基本的枠組み

内部統制とは、地方公共団体の組織目的（住民の福祉の増進）の達成を阻害する事務上の要因（リスク）を識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することをいいます。内部統制は、長の責任の下、組織内の全ての職員が一体となって取組むことで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。

内部統制の限界

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

対象事務

本市においては、財務に関する事務を内部統制の対象としています。本年度は、財務に関する事務のうち、特に重要と判断したリスクを評価対象としました。

対象組織

本市においては、市長事務部局を内部統制の対象としております。すなわち、政策局、総務局、財務局、市民局、産業文化局、健康福祉局、子ども支援局、環境局、都市局、土木局、会計室の各部局が対象です。

2 内部統制の評価手続に関する事項

評価対象期間及び評価基準日

令和4年4月から令和5年3月までを評価対象期間、令和5年3月31日を評価基準日として、全庁的な内部統制及び方針に規定する事務に係る内部統制（業務レベルの内部統制）の評価を実施しました。

評価手続

全庁的な内部統制

評価事務局において、ガイドライン別紙1「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に規定されている評価項目について内部統制の整備状況を記録することで評価を実施しました。

業務レベルの内部統制

リスク評価シートを用いた原課による自己点検及び評価事務局による独立的評価を行うことで、整備状況及び運用状況の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続を実施した結果、本年度対象としたリスクから運用上の重大な不備（内部統制の不備のうち、不適切な事項が実際に発生したことにより、結果的に、大きな経済的・社会的不利益を生じさせたもの）を把握したため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。また、本年度評価対象外としたリスクに係る運用上の重大な不備を把握したため、付随資料に追記情報として記載しました。

4 不備の是正に関する事項

上記3の本年度対象としたリスクから把握した運用上の重大な不備は、「市営葬儀の附属設備使用料の誤徴収」、「指定管理貸出備品の廃棄手続き漏れ」です。また、本年度評価対象外としたリスクから把握した運用上の重大な不備は、「新型コロナワクチン接種コールセンターにおける席数不足」、「工事案件における最低制限価格の誤りによる契約解除」です。

これらの重大な不備に係る詳細は、付随資料に記載のとおりです。

令和5年7月5日 西宮市長 石井登志郎

令和4年度 西宮市内部統制評価報告書付随資料

1 内部統制評価の概要

内部統制には、全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制があり、全庁的な内部統制は評価事務局による独立的評価を、業務レベルの内部統制は各課による自己点検と評価事務局による独立的評価を行います。評価を実施した結果、内部統制上の不備を把握した場合は、当該不備の重要性を判断し、重大な不備については内部統制評価報告書へ記載することになります。

(1) 全庁的な内部統制

全庁的な内部統制とは、職員が業務レベルの内部統制を実行するための拠り所となる全庁的な規則や指針等をいいます。全庁的な内部統制は、評価事務局が総務省ガイドラインで規定されている評価項目を記載したチェックリストを用いて評価を行います。

(2) 業務レベルの内部統制

業務レベルの内部統制とは、事務ミス・不正といったリスクを未然に防ぎ、事務を適正に執行するために職員が日々の業務の中で実施する対応（リスク対応策）をいいます。業務レベルの内部統制は、「リスク対応策が適切に実施できているか」（整備状況評価）、「リスクが実際に発生していないか」（運用状況評価）の2つの観点から評価を行います。具体的な評価の流れは以下のとおりです。

【各課】

各課は、リスク評価シートを用いて内部統制の整備状況及び運用状況について自己点検を行います。自己点検の結果、リスク対応策が適切に実施できていなかった場合やリスクが実際に発生した場合は、これを内部統制上の不備とし、リスク評価シートに記入します。

● 整備状況評価

各課で設定したリスク対応策が適切に実施できているかを確認し、実施できていた場合は「不備なし」、実施できていなかった場合は「不備有」とします。「不備有」の場合は、当該不備の内容をリスク評価シートに記載します。

● 運用状況評価

評価期間においてリスクが実際に発生したかを確認し、リスクが発生しなかった場合は「不備なし」、リスクが実際に発生した場合は「不備有」とします。「不備有」の場合は、発生した事案の内容及び生じた影響をリスク評価シートに記載します。

【評価事務局】

評価事務局は、各課の自己点検結果を基に、適切な自己点検を実施できているかの確認や、発生した不備が重要な不備に該当するかの判断（いわゆる独立的評価）を行います。重大な不備については、該当課に「内部統制上の不備に関する改善報告書」の作成及び提出を依頼します。

(3) 内部統制制度における「不備」の考え方

内部統制制度における整備上の不備、運用上の不備及び本市における重大な不備の基準は、それぞれ以下のとおりです。

【整備上の不備】

評価基準日において内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に実施されていないものなどを、整備上の不備といいます。

【運用上の不備】

リスクが実際に発生してしまったことを、運用上の不備といいます。

【重大な不備の基準】

整備上の不備のうち、全庁的な内部統制の評価に影響を与えるものを、整備上の重要な不備といいます。

運用上の不備のうち、「不正を原因として発生したもの」、「人命を脅かしたもの」、「市又は第三者に対し、金銭的・物的、もしくは質的に重要な被害を生じさせたもの」、「同様の不備が、複数の部局で多数発生している・特定の部局で毎年発生している等、重要性が高いもの」、「その他、訴訟事案やメディア報道で取り上げられたもの等、重要と判断したもの」に該当するものを運用上の重要な不備といいます。

2 全庁的な内部統制に関する事項

(1) 評価結果

上記評価手続を実施した結果、内部統制の基本的要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICT への対応」の各項目に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備及び評価対象期間において有効に運用されていると判断いたしました。

3 業務レベルの内部統制に関する事項

(1) 評価結果

上記評価手続を実施した結果、整備上の不備 23 件、運用上の不備 47 件を把握しました。また、運用上の不備 47 件のうち 2 件は重大な不備に該当したため、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断いたしました。また、本年度評価対象外としたリスクに係る運用上の重大な不備を把握したため、追記情報として記載しております。

(2) 不備の発生状況

リスクごとの不備の発生状況は以下のとおりです。

事務 分類	リスク	不備の種別		計
		整備	運用	
収入	①収入すべき金額の決定誤り	1 件	7 件	8 件
契約	②物品購入に係る不適切な検収	6 件	0 件	6 件
	③事業者との不適正な関係	0 件	0 件	0 件
支出	④支払遅延・漏れ	3 件	2 件	5 件
	⑤資金前渡の着服・精算遅延・漏れ	4 件	6 件	10 件
財産 管理	⑥現預金の不適切な管理	2 件	2 件	4 件
	⑦備品の不適切な管理※	7 件	29 件	36 件
	⑧財産異動報告の漏れ	0 件	1 件	1 件
計		23 件	47 件	70 件

※「備品の不適切な管理」

整備上の不備の主な内容は、備品の登録・廃棄手続きに係るチェックや備品存否確認の未実施などです。

運用上の不備の主な内容は、備品の登録・廃棄手続き漏れ・備品台帳と現物の不一致などです。

(3) 重大な不備の状況

本年度の内部統制評価報告書に記載した重大な不備は以下の通りです。

事務分類	収入
リスク	①収入すべき金額の決定誤り
部局	環境局 環境総括室 斎園管理課
不備の種類	運用上の重大な不備
不備の内容	市営葬儀の附属設備使用料の誤徴収
不備の概要・原因	<p>令和 2 年度に満池谷斎場の運営体制の見直しがあり、西宮市都市整備公社（以下、「公社」という。）の事業から市営専用の葬儀場へ変更され、公社は指定管理者として当該斎場の運営を行うこととなりました。当該体制の見直しに伴い、附属設備の使用料を新たに西宮市斎場条例施行規則で規定し、当該使用料には消費税額が含まれていましたが、公社はさらに消費税相当分を付加した額で利用者から使用料を徴収しておりました。</p> <p>公社は、運営体制の見直し前から附属設備の使用料について税抜経理（本体価格と消費税相当分を区分する経理方法）を行っていたため、体制変更後もこれまでどおりの実務で消費税を付加して計算を行っておりました。</p> <p>また、担当課は当該消費税の取り扱いについて、公社へ十分な注意喚起を行っていませんでした。</p> <p>誤徴収の内容は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの使用料で、対象は約 1,800 件、約 1,800 万円の過徴収です。</p>
不備への対応	令和 2 年度から令和 4 年度の市営葬儀利用者及び誤徴収金額、返還金額等を精査し、還付の手続きを実施しています。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none">・指定管理者からの入金状況と事業報告書の照合を徹底します。・定期的な会議や公社への訪問などを実施し、指定管理者とのコミュニケーションを密に図ります。・現行の事務システムが税抜経理に対応したシステムとなっているため、システム改修に着手しています。

事務分類	財産管理
リスク	⑦備品の不適切な管理
部局	健康福祉局 福祉部 障害福祉課
不備の種類	運用上の重大な不備
不備の内容	備品の廃棄手続き漏れ
不備の概要・原因	<p>障害福祉課において、211 件、取得当時の価格合計で約 1,300 万円もの備品の廃棄手続き漏れ（現物は廃棄されているものの、備品管理システムにおいて廃棄手続きが実施されていなかったもの）がありました。その多くが、出先拠点における指定管理者等の外部団体が市へ承認又は報告を行うことなく備品を廃棄していたことによるものです。</p> <p>通常、外部団体において市の貸出備品の廃棄を行う際は、市に報告し、承認を受けることとなりますが、今回廃棄手続き漏れがあった一部の出先拠点では、備品の異動に関する詳細な取り決めについて契約書や協定書などの書面で確認できないものがありました。</p> <p>また、障害福祉課において、備品の定期的な存否確認を実施しておらず、出先拠点で保管されている備品の状況を把握できていませんでした。</p>
不備への対応	全ての備品について存否確認を行い、廃棄済みの備品については、備品管理システムにて適切に廃棄手続きを行いました。
再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての備品について、定期的（年 1 回）に存否確認を実施します。 ・外部団体との定例打合せの場において、備品管理に関するルールを確認します。

(4) 追記情報

- 事案 1 「新型コロナワクチン接種コールセンターにおける席数不足」
- 事案の概要

新型コロナワクチン接種事業の各種事務処理および電話相談・窓口相談の業務委託において、複数年にわたり、契約席数に対して稼働している席数が不足している状態でコールセンターが運営されていました。不足は金額換算で約 4 億 6 千万円でした。

- 発覚の経緯

令和 4 年 11 月 1 日に、受託業者が他市で受託しているコールセンター業務において、当該市より稼働している席数について疑義の指摘をされたことを受け、受託業者が再委託業者を調査したところ、契約席数に対して稼働している席数が不足していることが判明しました。この調査結果を受け、受託業者が本市業務においても再委託業者を契約開始時期に遡って調査したところ、同様に契約席数に対して稼働している席数が不足していることが判明しました。

- 本市の対応

- 受託業者に対してコールセンター運営体制を早急に是正し、再委託先の管理をより厳格に行うよう指示しました（再委託業者は令和5年1月に変更）。
- 不足席数については債務が履行されていなかったものとし、予定席数と実態の席数の差にかかる費用について受託業者に対して返還を求め、収入しました。
- 再委託業者への管理監督が不十分であったことにより、受託業者に対し6か月間の指名停止措置を行いました。

■ 事案2「工事案件における最低制限価格の誤りによる契約解除」

■ 事案の概要

上下水道局の工事案件において、最低制限価格に誤りがあることが入札・契約締結後に判明し、落札者との契約を解除することとなりました。正しい最低制限価格は216,551,700円（税抜き）であるところ、誤って220,278,100円（税抜き）に設定していました。

■ 発覚の経緯

令和5年3月22日に入札公告し、令和5年4月13日に開札した工事案件について、落札者との契約締結後に、入札結果情報を見た事業者からの問い合わせを契機に、最低制限価格の算定額に誤りがあることが判明しました。

令和5年4月1日に最低制限価格の算定式の改正を行い、4月1日以降の入札公告の案件から適用していますが、本案件は、3月22日に入札公告を行った案件のため、改正前の算定式で計算するべきところ、改正後の算定式を適用してしまったことによるものです。

■ 本市の対応

- 落札者には事情について説明し、謝罪を行ったうえで、契約を解除することとしました。入札に参加した全ての業者にも事情について説明し、謝罪を行いました。
- 本案件につきましては、改めて入札手続きを行います。
- 今回の事案を受け、年度の切替時や算定式の改正時には特に注意を払うよう、チェック体制の強化を図ります。

以上